

入札心得

- 第1 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。
- 第2 代理人が入札しようとするときは、参加者本人を確認する書類（社員証または運転免許証等）を持参し、入札参加者の委任状を入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。
- 第3 入札参加者または入札代理人は、次の者に入札の行為を委任し、または入札の代理人とすることはできない。
- (1) 「地方自治法施行令第167条の4」に該当する者
 - (2) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者
 - (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札参加者を代表にするに足りうると認められた以外の者
 - (4) 当該入札に対する他の入札参加者または入札代理人
- 第4 共同企業体が入札参加者の場合は、当該共同企業体のすべての構成員が参加し連記して入札しなければならない。ただし、すべての構成員（代表者を除く。）が当該共同企業体の代表者を入札代理人とする委任状を作成したときは、当該代表者はその委任状を持参し入札執行者に提出することにより当該共同企業体を代表して入札することができる。
- 第5 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引き換え、または入札の取り消しをすることはできない。
- 第6 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。
- 第7 再度の入札執行は、前回の開札終了後10分以内において、入札執行者の指定する時刻に行うものとする。
- 第8 入札参加者または入札代理人は、入札が完了するまでは入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場を離れてはならない。
- 第9 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
 - 3 入札の辞退等により入札参加者が2人未満になった時は、入札の執行を取りやめる（一般競争入札を除く）。
- 第10 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第11 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるとき、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

第12 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。